

○大竹市建設工事等指名競争入札参加者選定要領

平成3年7月3日

制定

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）に参加させるために指名する者（以下「指名業者」という。）の選定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 指名業者は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから市長が選定するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 発注する業務に対応する大竹市競争入札参加資格審査要綱（平成29年大竹市告示第149号）による競争入札参加資格の認定を受け、その有効期間を経過していないこと。
- (3) 大竹市競争入札等指名除外要綱（平成29年大竹市告示第150号）による指名除外を受けていないこと。

2 建設工事に係る指名業者については、工事の種類に応じ、別表第1に定める請負対象設計金額に対応した等級区分に属する資格者のうちから選定しなければならない。ただし、次に掲げる場合にあっては、直近上位及び下位2等級の等級区分に属する資格者のうちから選定することができる。

- (1) 当該建設工事が継続事業に属し、その前工事を施工している場合
- (2) 当該建設工事の施工箇所に近接した場所で、他の工事を施工している場合
- (3) 当該建設工事と密接な関連のある他の工事を施工している場合
- (4) その他特別の理由によって、その者を選定することが有利であると認められる場合

3 選定する指名業者の数は、発注する業務の請負対象設計金額に応じ、おおむね別表第2で定めるとおりとする。

4 指名業者審査会規程（昭和39年大竹市訓令第3号）第2条第1項第1号の規定に

該当する指名業者の選定に当たっては、指名業者審査会の意見を聴かなければならない。

(指名業者選定の勘案事項)

第3条 指名業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に勘案しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状況
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 発注する建設工事等に対する地理的条件
- (5) 手持工事等の状況
- (6) 発注する建設工事等の施行に伴う技術的適性
- (7) 安全管理及び労働福祉の状況
- (8) 発注する建設工事等の施行についての経験及び技術者の状況
- (9) 特殊機械の保有状況

(選定基準の例外)

第4条 特に緊急を要する場合又は特別な理由がある場合は、第2条及び前条の規定にかかわらず、発注する建設工事等に必要な指名業者を選定することができる。

(指名通知)

第5条 市長は、指名業者を選定したときは、速やかに当該指名業者に対し、通知するものとする。

2 指名業者には、大竹市契約規則（昭和39年大竹市規則第16号）第16条第2項で定めるもののほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 落札者の決定方法
- (2) 契約保証金に関する事項
- (3) 入札に参加する方法
- (4) その他市長が必要と認める事項

(指名の取消し)

第6条 市長は、前条の規定による通知の日から開札までに指名業者が当該指名に係る選定の要件に該当しないこととなったときは、当該指名を取り消すものとする。

(仕様書等の閲覧及び交付)

第7条 入札に係る仕様書及び図面は、あらかじめ定めた期間に交付し、又は閲覧に供するものとする。

2 仕様書等に対する質問は、所定の書面によって受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧等により指名業者全員に周知する。ただし、現場説明会を行う場合は、この限りでない。

(説明会)

第8条 契約の性質、目的等により、市長が特に必要があると認めたときは、入札手続、仕様書等の内容について、説明会を実施することができる。

(入札結果等の公表)

第9条 指名競争入札に係る情報については、閲覧等により公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成3年7月3日から施行する。

2 大竹市建設工事指名競争入札参加者選定要領（昭和47年大竹市要領）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の大竹市建設工事等指名競争入札参加者選定要領（以下「新要領」という。）別記第2の規定は、平成19年度及び平成20年度の定期の競争資格審査事務から適用する。
- 3 新要領別記第2―2及び別表第2の規定は、平成19年度及び平成20年度の定期の競争資格審査事務終了後に発注する建設工事から適用し、終了前に発注する建設工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の大竹市建設工事等指名競争入札参加者選定要領（以下「新要領」という。）別記第2の規定は、平成23年度及び平成24年度の定期の競争資格審査事務から適用する。
- 3 新要領別記第2―2及び別表第2の規定は、平成23年度及び平成24年度の定期の競争資格審査事務終了後に発注する建設工事から適用し、終了前に発注する建設工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月28日から施行する。

附 則（平成29年10月30日要領）

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（令和7年2月26日要領）

（施行期日）

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の別表第1の規定は、この要領の施行の日以後に指名競争入札に参加する者を指名する建設工事から適用し、同日前に指名する建設工事については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

請負対象設計金額別等級区分

工事の種類	請負対象設計金額	等級区分	
土木一式工事	1億円以上	A	
	2,500万円以上1億円未満	A	B
	500万円以上2,500万円未満	B	C
	500万円未満	C	D
建築一式工事	5億円以上	A	
	3,500万円以上5億円未満	A	B
	1,000万円以上3,500万円未満	B	C
	1,000万円未満	C	D
電気工事	7,000万円以上	A	
	1,000万円以上7,000万円未満	A	B
	1,000万円未満	B	C

管工事	7,000万円以上	A	
	1,000万円以上7,000万円未満	A	B
	1,000万円未満	B	C
舗装工事	1億円以上	A	
	2,000万円以上1億円未満	A	B
	2,000万円未満	B	C
水道施設工事	7,000万円以上	A	
	2,000万円以上7,000万円未満	A	B
	2,000万円未満	B	C

別表第2（第2条関係）

指名業者数の基準

請負対象設計金額	指名業者数
500万円未満	5名以上
500万円以上3,000万円未満	7名以上
3,000万円以上1億円未満	8名以上
1億円以上	10名以上